



島根県報

令和6年4月2日(火)
第503号
(毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

指定納付受託者の指定	(情報システム推進課)	2
介護保険法の規定による介護老人保健施設の廃止の届出	(高齢者福祉課)	2
県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	2

【公告】

島根県障害者ピアサポート研修事業委託に係る提案競技の実施	(障がい福祉課)	2
令和6年度島根県狩猟免許試験の実施	(農山漁村振興課)	5

【選管公表】

令和5年4月9日執行島根県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表(2件)	7
------------------------------------------------------	---

告示**島根県告示第246号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年4月2日

島根県知事 丸山達也

1 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地

S Bペイメントサービス株式会社

東京都港区海岸1丁目7番1号

2 指定納付受託者が納付の委託を受ける歳入等

しまね電子申請サービス電子決済納付金

3 指定納付受託者の指定をした日

令和6年4月1日

島根県告示第247号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の廃止の届出があつたので、同法第104条の2第2号の規定により告示する。

令和6年4月2日

島根県知事 丸山達也

開設者の名称又は氏名	サービスの種類	施設の名称	施設の所在地	廃止年月日
社会福祉法人 ひまわり福祉会	介護老人保健施設	ナーシングセンター ひまわり	出雲市古志町2236-1	令和6年3月31日

島根県告示第248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年4月2日

島根県知事 丸山達也

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
寺田地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

公 告

島根県障害者ピアサポート研修に係る委託業務の事業者を決定するため、次のとおり提案競技を実施する。

令和6年4月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 業務名

島根県障害者ピアサポート研修事業委託業務

(2) 業務内容

島根県障害者ピアサポート研修事業の実施に係る業務

(3) 仕様等

島根県障害者ピアサポート研修に係る委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）

(4) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(5) 提案価格の上限額

1,988千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

この金額には、提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、島根県との打ち合わせに要する費用も含む。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、以下に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 法人であること。

(2) 島根県内に事業所を有していること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後3年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者でないこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(6) 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(7) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

(8) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技に係る書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(10) 過去5年以内に、種類をほぼ同じくする研修の実績がある者であること。

3 提案競技に係る質問書

(1) 質問は期限までに質問書（様式4）を作成しFAX又は電子メールにより提出すること。なお、電話や口頭での質問は受け付けない。

(2) 送付先

FAX 0852-22-6687

電子メール syogai-ryoiku@pref.shimane.lg.jp

(3) 提出期限は、令和6年5月14日（火）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、令和6年5月17日（金）までに、本県公式ウェブサイトの障がい福祉課ホームページにおい

て公表する（質問者の氏名・名称は公開しない。）。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

4 提案書等の提出

(1) 関係書類の配布

提案競技要項、提案競技に係る仕様書及び提案書作成要領については、令和6年4月2日（火）から島根県健康福祉部障がい福祉課の窓口又はホームページにて配布する。

(2) 提出書類及び部数

ア 提案競技参加申込書（様式1） 1部

イ 宣誓書（様式2） 1部

ウ 提案書（様式3） 10部

エ 経費見積書（任意様式） 1部

(3) 提案書等の内容

提案書作成要領及び提案競技に係る仕様書による。

(4) 提案書等の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

令和6年5月24日（金）午後5時までに提出すること。

ウ 提出先

9に同じ。

5 提案の選定

(1) 選定方法

ア 別に定める審査会において、あらかじめ定めた審査基準に従い、厳正な審査を行い、最も高い評価点を得た者を契約予定者として選定する。

イ 審査基準

提案競技要項による。

ウ 審査会による審査経過については公表しない。また、選定の結果に対しての異議申し立ては受け付けない。

(2) 審査結果の通知

審査が終了次第、全ての提案者に文書で通知する。

6 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実に反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(5) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

7 契約

(1) 契約方法

審査会で選定された者を業務委託予定者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約内容

業務委託予定者と協議の上、提案書を踏まえたものとする。

(3) 契約金額

契約予定者から見積書を徵取し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議のうえ定める。

8 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には、原則として応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語は日本語とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して原則非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

9 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部障がい福祉課 相談支援係

電話 0852-22-6009

F A X 0852-22-6687

電子メール syogai-ryoiku@pref.shimane.lg.jp

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第1項の規定により、令和6年度島根県狩猟免許試験を次のとおり実施するので、同条第2項の規定により公告する。

令和6年4月2日

島根県知事 丸山達也

1 対象者

県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者

2 狩猟免許を受けることができない者

法第40条に規定する狩猟免許の欠格事由に該当する者

3 試験科目等

(1) 適性試験

科 目	検査事項
視 力	視力及び視野の検査
聽 力	聴力の検査
運動能力	歩行、四肢の屈伸、拳手及び手指の運動能力の検査

(2) 知識試験

科 目	時 間
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	90分
鳥獣の保護及び管理に関する知識	

獣具に関する知識	
鳥獣に関する知識	

ただし、法第49条第1号に該当する者については、知識試験科目のうち、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の保護及び管理に関する知識及び鳥獣に関する知識を免除するとともに、試験時間を30分とする。

(3) 技能試験

免許の種類	試験事項
網獵免許	1 銃器及びわな以外の獣具を見て当該獣具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定獣具の1つを架設すること。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
わな獵免許	1 わなを見て当該獣具の使用の是非を判別すること。 2 指定する法定獣具の1つを架設すること。 3 獣類の図画、写真又ははく製を見てその獣類の判別を瞬時に行うこと。
第1種銃獵免許	1 模造銃（空気銃以外の銃器を模した物をいう。次号から第4号までにおいて同じ。）について点検、分解及び結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持及び携行並びにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃獵免許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真又ははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

4 開催日時、場所等

月 日	時 間	試験を実施する免許の種類	所在地及び会場名	対象区域
6月9日（日）	午前9時～	わな獵、第1種銃獵、第2種銃獵	出雲市大津町1139 出雲合同庁舎	県内全域
6月16日（日）	午前9時～	わな獵、第1種銃獵、第2種銃獵	益田市昭和町13-1 益田合同庁舎	県内全域
6月19日（水）	午前9時30分～	わな獵、第1種銃獵、第2種銃獵	隱岐郡隱岐の島町港町塩口24 隱岐合同庁舎	県内全域
6月23日（日）	午前9時～	網獵、わな獵、第1種銃獵、第2種銃獵	浜田市片庭町254 浜田合同庁舎	県内全域
6月29日（土）	午前9時～	わな獵、第1種銃獵、第2種銃獵	雲南市木次町里方531-1 雲南合同庁舎	県内全域
7月6日（土）	午前9時～	わな獵、第1種銃獵、第2種銃獵	邑智郡川本町大字川本265-3 川本合同庁舎	県内全域
7月18日（木）	午前9時～	網獵、わな獵、第1種銃獵	松江市内中原町52	県内全域

		獵、第2種銃獵	島根県職員会館	
7月28日（日）	午前9時～	網獵、わな獵、第1種銃 獵、第2種銃獵	松江市東津田町1741-1 松江合同庁舎	県内全域
8月2日（金）	午前9時～	わな獵、第1種銃獵、第2 種銃獵	大田市波根町970-1 島根県立農林大学校	県内全域

5 狩猟免許申請方法等

(1) 狩猟免許申請手続

狩猟免許申請書に記載事項を記入し、写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）1枚及び返信用封筒（受験票の送付に必要な郵送料に相当する郵便切手を貼り付け、宛名を明記したもの）を添えて申請すること。

また、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による獵銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている場合にあっては当該許可に係る許可証の写しを、当該許可を現に受けていない場合にあっては医師の診断書を添付すること。

(2) 狩猟免許申請手数料

1 法第49条各号のいずれかに該当する者	(1) 網獵免許又はわな獵免許	2,900円
	(2) (1)以外の免許	3,900円
2 1以外の者	(1) 網獵免許又はわな獵免許	3,900円
	(2) (1)以外の免許	5,200円

(3) 狩猟免許申請書の提出先及び提出期限

ア 申請書の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室
(電話 0852-22-5335)

イ 申請書の提出期限

ウの窓口に備え付けた狩猟免許申請書により、試験実施日の10日前までに持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書」と朱書し、締切日までに必着とすること。

ウ 申請書の配布窓口

- ・島根県農林水産部農山漁村振興課鳥獣対策室
- ・東部農林水産振興センター林業振興課
- ・東部農林水産振興センター雲南事務所林業普及第二課
- ・東部農林水産振興センター出雲事務所林業普及第二課
- ・西部農林水産振興センター林業振興課
- ・西部農林水産振興センター県央事務所林業普及第二課
- ・西部農林水産振興センター益田事務所林業普及第二課
- ・隠岐支庁農林水産局林業振興・普及第二課

6 その他

- (1) 試験を受けようとする者は、交付を受けた受験票を試験当日に必ず携行し、受付に提出すること。
- (2) 試験についての問合せは、5の(3)のウの窓口にすること。

選挙管理委員会公表

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定による令和5年4月9日執行島根県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、候補者である白石恵子の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第192条第1項の規定により令和5年4月9日執行島根県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表（令和5年島根県選挙管理委員会公表第2号）の一部を次のとおり訂正する。

令和6年4月2日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨のうち3中「3月13日」を「1月26日」に、「立憲民主党島根県連合」を「立憲民主党島根県支部連合会」に改める。

島根県選挙管理委員会公表第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定による令和5年4月9日執行島根県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書について、候補者である岸道三の出納責任者から訂正の報告があったので、同法第192条第1項の規定により令和5年4月9日執行島根県議会議員一般選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表（令和5年島根県選挙管理委員会公表第2号）の一部を次のとおり訂正する。

令和6年4月2日

島根県選挙管理委員会委員長 大野敏之

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨のうち3中「3月9日」を「1月26日」に、

「

〔 氏名
　団体名 〕 (職業) (寄附額) を

」

「

〔 氏名
　団体名 〕 (職業) (寄附額) に、

立憲民主党島根県支部連合会 500,000円

」

「その他の収入 1,879,811円」を「その他の収入 1,379,811円」に
改める。